# 行政説明資料

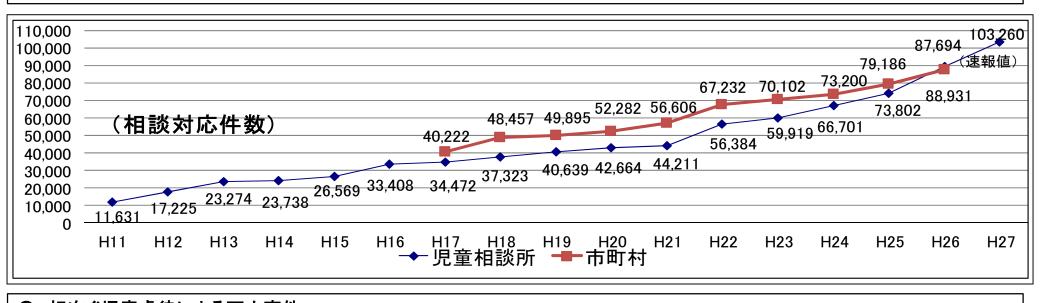
平成29年1月 厚生労働省雇用均等·児童家庭局 家庭福祉課



## 児童虐待相談の対応件数及び虐待による死亡事例数の推移

## 〇 児童虐待相談対応件数の増加

- → 平成27年度の全国の児童相談所での虐待対応件数は103,260件(速報値)
- → 統計を取り始めて毎年増加
- → 平成11年度の8.9倍



## 〇 相次ぐ児童虐待による死亡事件

→ 多数の死亡事例が発生(平成25年度心中以外 36例・36人)

	L	<b>弗</b> 】		71 7 7 7 7 7 7 7 7 7 7 7 7 7 7 7 7 7 7						男3 次報告			计	<b>弗</b> 5次報告			<b>弗</b> 6 次報告			弟 / 次報告			矛	8 火乳	古	矛	9 火剤	古	- 第	U火¥	古	矛	□八字	古
		(H15.7.1∼		5.7.1~ (H16.1.1~			(H17.1.1∼			(H18.1.1∼			(H19.1.1∼			(H20.4.1∼		(H21.4.1∼		(H22.4.1∼		(H23.4.1∼		(H24.4.1∼		~	(H25.4.1∼		~					
		H15.12.31)			H16.12.31)		H17.12.31)		H18.12.31)		H20.3.31)		H21.3.31)		H22.3.31)		H23.3.31)		H24.3.31)		H25.3.31)		1)	H26.3.31)		1)								
		(6カ月間)		])	(1年間)		(1年間)		(1年間)		)	(1年3か月間)		(1年間)		(1年間)		(1年間)		(1年間)		])	(1年間)		(1年間)		)							
		心中	心	計	心中	心	타	心中	心	<b>#</b>	心中	心	計	心中	心	<b>#</b>	心中	心	計	心中	心	計	心中	心	計	心中	心	計	心中	心	<b>=</b> +	心中	心	計
		以外	中	ĒΙ	以外	中	ΠI	以外	中	ПΙ	以外	中	ĒΙ	以外	中	ΠI	以外	中	ΠI	以外	中	ĒΙ	以外	中	ĀΙ	以外	中	ĀΙ	以外	中	ĀΙ	以外	中	ĀΙ
例	数	24	-	24	48	5	53	51	19	70	52	48	100	73	42	115	64	43	107	47	30	77	45	37	82	56	29	85	49	29	78	36	27	63
人	数	25	_	25	50	8	58	56	30	86	61	65	126	78	64	142	67	61	128	49	39	88	51	47	98	58	41	99	51	39	90	36	33	69 <b>2</b>

### 要保護児童対策地域協議会について

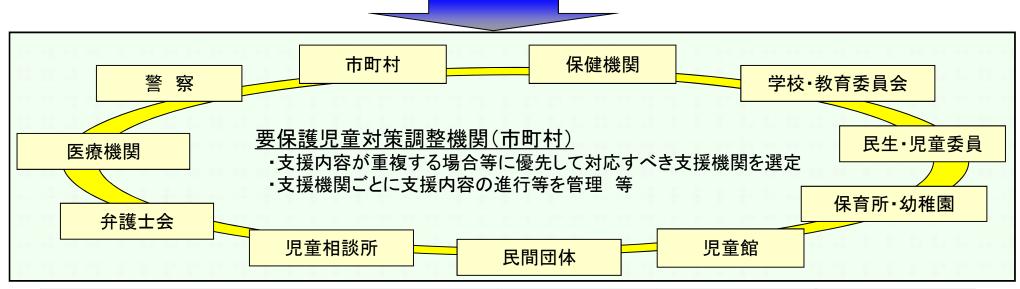
#### 果たすべき機能

要保護児童等(要支援児童や特定妊婦を含む。)の早期発見や適切な保護や支援を図るためには、

- · 関係機関が当該児童等に関する情報や考え方を共有し、
- 適切な連携の下で対応していくことが重要

であり、市町村において、要保護児童対策地域協議会を設置し、

- ① 関係機関相互の連携や役割分担の調整を行う機関を明確にするなどの責任体制を明確化するとともに、
- ② 個人情報の適切な保護と関係機関における情報共有の在り方を明確化することが必要



		平成24年度	平成25年度	平成27年度
設置してい	いる市町村数(※)	1,714 (98.4%)	1,722 (98.9%)	1,730 (99.4%)
登録ケース	ス数(うち児童虐待)	141,058 (74,657)	178,610(84,917)	191,806 (92,140)
電	① 児童福祉司と同様の専門資格を有する職員	1,156	1,586	2,415
職整	② その他専門資格を有する職員	2,304	3,091	3,258
職 韻 整 機 関	③ ①②以外の職員(事務職等)	2,617	3,556	3,647
~関	<ul><li>④ 合計</li></ul>	6,077	8,233	9,320

※平成24、25年度:4月1日時点、27年度:平成28年2月1日時点

## 要保護児童対策調整機関における専門職の配置(拡充)

【平成29年4月施行】

課 題

- 要保護児童対策地域協議会(以下「要対協」という。)が設置されている市町村であっても、深刻な ケースで連携の漏れが指摘される場合があり、責任をもって関係機関の対応を統括することが必要。
- 要保護児童対策調整機関(以下「調整機関」という。)が、個々のケースに応じて関係機関の対応を統 括し、実効ある役割を果たすためには、<mark>児童の問題に通じた専門性を有する人材</mark>が必要。

#### 改正法による対応

- 調整機関に専門職の配置を義務付け(現行は努力義務)。一児童福祉司、保健師、保育士等
- 調整機関に配置される専門職に、研修受講を義務付け。
  - ※ 要対協の運営の改善策として、①要対協において情報共有すべき児童等の範囲の明確化、②協議に時間を要する場合の 主たる支援機関の選定、などの取組を進める。



#### <調整機関における専門職の配置状況>(平成27年4月1日時点)

区分	市区	町	村	合計		
地域協議会設置数	812	734	180	1,726		
調整機関における専門職の配置状況	760	495	132	1,387		
調金機関における寺 「戦の配直状況」	93.6%	67.4%	73.3%	80.4%		

## I 児童福祉法の理念の明確化等

○ 全ての児童が健全に育成されるよう、児童を中心に、その福祉の保障等の内容を明確化する。

#### (1)児童の福祉を保障するための原理の明確化

■ 児童は、適切な養育を受け、健やかな成長・発達や自立等を保障されること等の権利を有することを明確化。(児童福祉法)

#### (2)家庭と同様の環境における養育の推進

■ 国・地方公共団体は、児童が家庭において健やかに養育されるよう、保護者を支援するものとする。ただし、家庭における養育が適当でない場合には、児童が家庭における養育環境と同様の養育環境において継続的に養育されるよう、必要な 措置を講ずるものとする。(児童福祉法)

#### (3)国・地方公共団体の役割・責務の明確化

- 国・地方公共団体の役割・責務を次のように明確化。(児童福祉法)
  - ① 市町村は、基礎的な地方公共団体として、身近な場所における支援業務を適切に行う。
  - ② 都道府県は、市町村の業務が適正かつ円滑に行われるよう、市町村に対する必要な助言や適切な援助を行うとともに、専門的な知識・技術や広域的な対応が必要な業務を適切に行う。
  - ③ 国は、市町村・都道府県の業務が適正かつ円滑に行われるよう、児童が適切に養育される体制の確保に関する施策、市町村・都道府県に対する助言、情報提供等の必要な各般の措置を講じる。

#### (4)しつけを名目とした児童虐待の防止

■ 親権者は、児童のしつけに際して、監護・教育に必要な範囲を超えて児童を懲戒してはならない旨を明記。(児童虐待防止法)

## Ⅱ 児童虐待の発生予防

○ 妊娠期から子育で期までの切れ目ない支援等を通じて、妊娠や子育での不安、孤立等に対応し、児童 虐待のリスクを早期に発見・逓減する。

#### (1)子育て世代包括支援センターの法定化

- 市町村は、妊娠期から子育で期までの切れ目ない支援を提供する「子育で世代包括支援センター」を設置するよう努める ものとする。(母子保健法)(☆)
  - ※ 平成27年度実施市町村数:138市町村 → 平成28年度実施市町村数(予定):251市町村
  - ※ 法律上は、「母子健康包括支援センター」という名称。

#### (2)支援を要する妊婦等に関する情報提供

■ 支援を要すると思われる妊婦や児童・保護者を把握した医療機関、児童福祉施設、学校等は、その旨を市町村に情報提供するよう 努めるものとする。(児童福祉法) (☆)

#### (3)母子保健施策を通じた虐待予防等

■ 国・地方公共団体は、母子保健施策が児童虐待の発生予防・早期発見に資するものであることに留意しなければならない旨を明記。 (母子保健法)(☆)

\* (★)の事項は、「児童虐待防止対策強化プロジェクト」(平成27年12月21日子どもの貧困対策会議決定)に記載。次頁以降も同じ。

## Ⅲ 児童虐待発生時の迅速・的確な対応

○ 児童の安全を確保するための初期対応等が迅速・的確に行われるよう、市町村や児童相談所の体制 や権限の強化等を行う。

#### (1)市町村における支援拠点の整備

■ 市町村は、児童等に対する必要な支援を行うための拠点の整備に努めるものとする。(児童福祉法)

#### (2)市町村の要保護児童対策地域協議会の機能強化

- 市町村が設置する要保護児童対策地域協議会の調整機関について、専門職を配置するものとする。(児童福祉法)(☆)
  - ※ 現行は、要保護児童対策調整機関における専門職(児童福祉司たる資格を有する者、保健師等)の配置は努力義務であり、1,387市区町村(80.4%)が配 置済。(平成27年4月1日)
- 調整機関に配置される専門職は、国が定める基準に適合する研修を受けなければならないものとする。*(児童福祉法)*

#### (3)児童相談所設置自治体の拡大

- 政令で定める特別区は、児童相談所を設置するものとする。(児童福祉法)
  - ※ 現行法上、政令で定める市(現在、横須賀市・金沢市)は児童相談所を設置するものとされており、政令で定める特別区についてもこれと 同様とする。
- 政府は、改正法の施行後5年を目途として、中核市・特別区が児童相談所を設置できるよう、その設置に係る支援等の 必要な措置を講ずるものとする。(改正法附則)

#### (4)児童相談所の体制強化

- ①児童心理司、②医師又は保健師、③スーパーバイザー(他の児童福祉司の指導・教育を行う児童福祉司)を配置する ものとする。 (児童福祉法) (☆)
  - ※ 児童福祉司の配置標準について、区域内の人口等に加え、児童虐待相談対応件数を考慮するものとする。(児童福祉法・同法施行令)
  - ※ 専門職の配置充実を促進するため、厚生労働省において、「児童相談所体制強化プラン」を策定。
- 児童福祉司(スーパーバイザーを含む)は、国の基準に適合する研修を受講しなければならないものとする。(児童福祉法)
  - ※ 社会福祉主事を児童福祉司に任用する場合、任用前の指定講習会を受講させなければならないものとする。(児童福祉法)
- 児童相談所設置自治体は、法律に関する専門的な知識経験を必要とする業務を適切かつ円滑に行うため、弁護士の配置又はこれに準ずる措置を行うものとする。(児童福祉法)

#### (5)児童相談所の権限強化等

- 児童相談所から市町村への事案送致を新設。(児童福祉法・児童虐待防止法)
  - ※ 現行は、市町村から児童相談所への事案送致のみ規定。
  - ※ 併せて、児童相談所・市町村に共通のアセスメントツールを開発し、共通基準による初期評価に基づく役割分担を明確化。これにより、漏れのない対応を 確保。
- 臨検・捜索について、再出頭要求を経ずとも、裁判所の許可状により、実施できるものとする。(児童虐待防止法)(☆)
  - ※ 現行は、保護者が立入調査を拒むことに加え、再出頭要求にも応じないことが要件。
- 児童相談所・市町村から被虐待児童等に関する資料等の提供を求められた場合、地方公共団体の機関に加え、医療 機関、児童 福祉施設、学校等が当該資料を提供できる旨を規定。(児童虐待防止法)(☆)
- 政府は、改正法の施行後速やかに、要保護児童を適切に保護するための措置に係る手続における裁判所の関与の 在り方について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。(改正法附則)

#### (6)通告•相談窓口等

■ 政府は、改正法の施行後2年以内に、児童相談所の業務の在り方、要保護児童の通告の在り方や、児童福祉に関する 業務に従事する者の資質の向上を図るための方策について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものと する。(改正法附則)

## Ⅳ 被虐待児童への自立支援

○ 被虐待児童について、親子関係再構築支援を強化するとともに、施設入所や里親委託の措置が採られることとなった場合には、個々の児童の状況に応じた支援を実施し、将来の自立に結びつける。

#### (1)親子関係再構築支援

- 親子関係再構築支援は、関係機関等が連携して行わなければならない旨を明記。(児童福祉法)
- 施設入所や里親委託等の措置を解除する際に、都道府県(児童相談所)が委託した民間団体等が必要な助言を実施 できるよう にする。(児童虐待防止法)(☆)
- 施設入所や里親委託等の措置を解除された児童について、関係機関等が連携して、児童の継続的な安全確認を行う とともに、 保護者への相談・支援を実施するものとする。(児童虐待防止法)

#### (2)里親委託等の推進

- 里親支援について、都道府県(児童相談所)の業務として位置付け。(児童福祉法)(☆)
- 養子縁組里親を法定化し、研修の義務化、欠格要件や都道府県による名簿の登録について規定。(児童福祉法)(☆)
- 養子縁組に関する相談・支援について、都道府県(児童相談所)の業務として位置付け。(児童福祉法)(☆)
- 政府は、改正法の施行後速やかに、特別養子縁組制度の利用促進の在り方について検討を加え、その結果に基づいて 必要な措置を講ずるものとする。*(改正法附則)*

#### (3)18歳以上の者に対する支援の継続

- 一時保護中の18歳以上の者等について、20歳に達するまでの間、新たに施設入所等措置を行えるようにするとともに、 その保護者に対する面会・通信制限等の対象とする。(児童福祉法・児童虐待防止法)
- 自立援助ホームについて、22歳の年度末までの間にある大学等就学中の者を対象に追加。(児童福祉法)(☆)
  - ※ 現行は、20歳未満の児童養護施設退所者等が対象。
  - ※ 併せて、施設入所等措置を受けていた者について、18歳(措置延長の場合は20歳)到達後も、22歳の年度末まで、引き続き必要な支援を 受けることが できる事業の創設を検討。

## 改正児童福祉法を踏まえた「新たな子ども家庭福祉」の構築

昭和22年の制度創設以来の抜本的な改正をした改正児童福祉法等の円滑な施行を行うとともに、改正法案の提出までに結論が出なかった子どもや家庭を巡る諸課題についてスピード感をもって検討する必要がある。更に、改正児童福祉法等の進捗状況を把握、「新たな子ども家庭福祉」の実現に向けた制度改革全体を鳥瞰するために、平成28年7月以降、以下の4つの検討会、ワーキンググループを開催する。

#### 新たな社会的養育の在り方に関する検討会

平成28年7月29日から厚生労働大臣の下で検討開始 【検討事項】

- ①改正法の進捗状況把握、「新たな子ども家庭福祉」の実現に向けた制度改革全体を鳥瞰。
- ②改正法を踏まえた社会的養育の考え方、家庭養護と家庭的養護の用語の整理・定義の明確化
- ③②を踏まえた地域分散化も含めた施設機能のあるべき姿。
- ④里親、養子縁組の推進や、在宅養育支援の在り方、これらを踏ま えた社会的養育体系の再編
- ⑤②~④を踏まえた都道府県推進計画への反映の在り方。
- ⑥法の対象年齢を超えて、自立支援が必要と見込まれる18歳以上 (年齢延長の場合は20歳)の者に対する支援の在り方。

## 1

#### 児童虐待対応における司法関与及び特別養子縁 組制度の利用促進の在り方に関する検討会

平成28年7月25日から法務省、最高裁判所の協力を得て検討開始。 【検討事項】

- ①要保護児童を適切に保護するための措置に係る手続における裁判所の関与の在り方
- ②児童の福祉の増進を図る観点からの特別養子縁組制度の利用促進の在り方。

#### 子ども家庭福祉人材の専門性確保WG

平成28年7月29日から検討開始 【検討事項】

- ①平成29年4月1日の改正法施行に向け必要な事項 地方自治体等が実施している現行の研修内容・体制 の 情報収集・分析・検証、児童福祉司等が受講する研修又は 任用前講習会のガイドライン策定 等
- ②児童相談所等における将来的な専門職のあり方、人 材育成等専門性の向上等について十分な検討を行うこ とが必要な事項

児童相談所の体制強化(専門職の配置基準、中核市・特別区における設置支援、要保護児童の通告のあり方及び児童相談所の業務のあり方等)に向けた更なる方策等

#### 市区町村の支援業務のあり方に関するWG

平成28年8月8日から検討開始

#### 【検討事項】

- ①児童等に対する必要な支援を行うための拠点機能の あり方、推進方策
- ②虐待対応の具体的な支援業務(要支援児童等の情報 提供、児相からの委託を受けての通所・在宅による 指導措置等)を適切に行うために必要な支援方策(ガイ ドライン)や専門人材の養成及び確保方策

等